

第12 日本放送協会

不 当 事 項

不 正 行 為

(294) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	日本放送協会本部
不正行為期間	平成 30 年 8 月～令和 5 年 5 月
損害金の種類	出演・取材等交渉費、自動車料
損 害 額	10,689,789 円

本院は、日本放送協会(以下「協会」という。)本部(以下「本部」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく協会会長からの報告を受けるとともに、本部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、本部において、報道局取材センター社会部等の記者であった職員が、放送番組の取材を行う際の打合せ経費等の支払請求に関する事務に従事中、平成 30 年 8 月から令和 5 年 5 月までの間に、407 回にわたり、知人等との飲食を取材協力者との飲食であるように、また、272 回にわたり、知人等との飲食に伴うなどのタクシー及びハイヤーの利用を取材協力者との飲食に伴う利用であるようにそれぞれ装うなどして支払請求票を作成し、支払決定を受けて本人の銀行口座等に振り込ませるなどして、出演・取材等交渉費及び自動車料計 10,689,789 円を領得したものであり、協会に同額の損害が生じていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、6 年 3 月に全額が同人から返納されている。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

有料老人ホーム等における受信契約の締結を促進するための取組について、協会本部が主導して取組の成果の検証等を行うとともに、各放送局に対して具体的な取組方法等を周知するなどして、受信料負担の公平性を確保するよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (款)事業収入 (項)受信料
部 局 等	日本放送協会本部、15 放送局
受信契約の概要	日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)に基づき日本放送協会とその放送の受信について締結する契約
受信契約について検査した有料老人ホーム等の施設等数及び入居者数	1,081 施設等 49,601 人